

平成28年8月

「ワンセグ機能付き携帯電話での受信契約に係るさいたま地裁判決」について

今回の判決は、放送法第64条の受信設備の設置についての解釈を誤ったものと理解しており、ただちに控訴します。

今後も、NHKとしては、従来と変わりなく、ワンセグ機能付き携帯電話のみをお持ちの方に対しても、受信契約の締結と放送受信料の支払いを引き続きお願いしてまいります。